

障害者虐待防止法の理解とこれからの課題

本年10月1日より、障害者虐待防止法が施行された。この法律の正式名は「障害者虐待の防止・障害者の養護者に対する支援等に関する法律」と記されている。現場で働かれているみなさんは、すでに承知されていることと思うが、国が示した要項には家庭・職場・施設を対象に虐待を発見した者は通報しなければならないという義務が課せられることになった。この通報窓口の設置を受けて「虐待の早期発見」につながる期待感が持てそうだ。とはいえ、障害者虐待防止法施行の背景には、虐待が絶えない現状が根底にある。法人内の虐待防止委員会に属する私は、委員会の論議に加わる中で、なぜ今まで障害者虐待防止法が先延ばしされてきたのかという「疑念」が湧いた。

虐待が表に出るまでには、驚くほど被害が深刻化していると思われ、それ故に早期発見や対応といういわゆる掘り起しの重要性が求められる。虐待防止法の整備によって、この法の有効な活用へとつなげていかなければと改めて感じる。しかし、虐待防止法の周知が十分でないために、管理者レベルでは制度について一定の共通理解が図れているものの、すべての関係職員の意識の共有は不十分だと思う。そのため、情報不足・知識不足が露呈することが心配される。職場内研修の機会を積み重ねながら、職員一人一人がこの法律に目を向けることができるようになる必要がある。

さて、「虐待」という言葉を聞いてどんな想像が働くだろうか？ もしかすると「自分には関係ない」と思う人が多数かもしれない。しかし、「虐待」などという自覚がなくても、他の人から見ると虐待にあたるのではないかとと思われることがないともいえない。いわゆる「グレーゾーン」といわれるような場合である。私は、グレーはクロだという認識を持つことが重要と考えている。もちろん、殴る・蹴る・抓るといった行為は「暴力行為」そのものであり、虐待の最たるものであることは言うまでもない。私たちはどのように利用者さんに寄り添う支援を心掛けるか、そして職場の風通しを良くして話し合える環境づくりが、虐待防止に必要不可欠な問題と感じている。

一方、この法律に基づく制度については、いくつかの課題もあるように思える。例えば、「学校・病院・保育所」は直接の対象ではなく、しばらくは相談支援で対応するとのこと。しかし、そのような場で限りなくクロに近い事例があることも耳にするのだが・・・それと、周囲の無関心というか他人の家庭に入るべきではないといった日本人的な配慮が通報を遅らせたり、逆に「あれも虐待」「これも虐待」と虐待探し・犯人探しのような空気が職場全体に広がらないかという懸念もある。さらに市町村の通報窓口が、休日、祝日や夜間の受付がほとんど警備員対応であるために、緊急対応がスムーズに図れるのかと非常に疑問に感じるところがある。

この法律の中身を周知するには、時間がまだまだかかりそうだが、高齢者虐待防止法や児童虐待防止法が先に法律化されていることで、互いの制度が有効に働きあい、虐待を小さな芽のうちに摘みとれる期待が持てる。虐待行為によって、かけがえのない命を犠牲にした彼ら彼女たちのためにも、我々はいかなる意味においても決して虐待に陥らない支援の専門的力量を上げていくことが必要である。そして、障がいのある人、その家族が生きづらさを感じているときに、どこまでも丁寧で真摯に向き合っていくことを忘れたくない。

小林隆幸（アドヴァンス 管理者）